

仕 様 書

名 称

令和9年度・令和10年度・令和11年度堺市職員の定期健康診断等業務（以下「健診業務」という。）

業務目的

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項及び第2項、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条及び第45条並びに堺市職員安全衛生管理規則（昭和50年規則第53号）第14条及び第15条に基づく定期健康診断、特定業務従事者健康診断及び有害業務等特殊健康診断を実施し、職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見することを目的とする。

履行場所

健診業務の履行場所（以下「健診会場」という。）は、次の3か所とする。ただし、契約期間内にその建物を使用することができない場合は、本市が指定する場所とする。

- （1）美原区役所（堺市美原区黒山167-1）（定期健康診断に限る。）
- （2）堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町183-5）（定期健康診断に限る。）
- （3）堺市役所本庁（堺市堺区南瓦町3-1）

履行期間

健診業務の履行期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。

第1章 総則

I 基本的事項

- 1 健診業務を実施するに当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則その他関係法令を遵守し、常に正確な健診結果を提供すべく本仕様書及び別途締結する契約書に従い履行しなければならない。
- 2 本仕様書は4章で構成しており、第1章は総則、第2章は健診業務の内容、第3章は納品物、第4章はその他の事項を示している。
- 3 本仕様書の事項については、1年度毎に実施すること。

Ⅱ 一般的事項

1 健診業務の内容

健診業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期健康診断
- (2) 定期健康診断追加実施分
- (3) 特定業務従事者健康診断
- (4) 海外派遣労働者帰国時健康診断
- (5) 有害業務等特殊健康診断

ア 有機溶剤中毒予防規則健康診断

イ 特定化学物質障害予防規則健康診断

- (6) 特定健康診査用データ作成業務

2 健診対象者

健診対象者は、本市常勤職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員（以下これらを「職員」という。）のうちから、健康診断ごとに本市が指定するものとする。

対象者の名簿（定期健康診断対象者マスターデータ）は、毎年度各健康診断の実施前に本市から健診業務受託者（以下「健診機関」という。）に提供するものとする。

3 健診実施期間及び健診内容

健診は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める健診を実施するものとする。ただし、第1号に掲げる健康診断の実施と第2号に掲げる健康診断の実施との間隔は、概ね6か月とする。

- (1) 毎年4月下旬から6月下旬までの期間（以下「前期」という。）定期健康診断追加実施分、特定業務従事者健康診断、海外派遣労働者帰国時健康診断及び有害業務等特殊健康診断
- (2) 毎年9月下旬から12月上旬までの期間（以下「後期」という。）定期健康診断、特定業務従事者健康診断、海外派遣労働者帰国時健康診断及び有害業務等特殊健康診断

4 健診実施日数

- (1) 健診実施日数は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日数を目安に設けることとし、各健診日程については、本市と健診機関とが協議し、決定する。

ア 前期に実施する健診 半日（午前又は午後）3日間及び全日1日

イ 後期に実施する健診（有害業務等特殊健康診断については堺市役所本庁においてのみ実施）

（ア）美原区役所 2日

（イ）堺市産業振興センター 5日

(ウ) 堺市役所本庁 20日

- (2) 前号イの健診を堺市役所本庁において実施するときは、有害業務等特殊健康診断の実施日の設定について配慮すること。
- (3) 健診対象者数の増減等により、健診実施日数は、増減する場合がある。
- (4) 天候不良等で健診が実施できなかった場合は、振り替えて実施するものとする。

5 健診受付時間

健診受付時間は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号下記に定めるとおりとする。ただし、受付時間は、その日の混雑状況に応じて開始時間を早め、又は終了時間を遅らせる等の対応をとることとするが、健診実施日数が増減する場合等において本市が承認した場合を除き、受付時間の短縮はしないこと。

また、受付時間中に受付を済ませた職員については、受付時間後も引き続き健康診断を受けさせること。

- (1) 前期に実施する健診 午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時30分まで
- (2) 後期に実施する健診 午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時30分まで

6 健診会場の環境整備

- (1) 健診会場の設営に当たっては、原則として、履行場所にある机、椅子、ホワイトボード等の備品の使用を認めるが、不足するものについては、健診機関が用意すること。
- (2) 健診会場の準備及び後片付けは、全て健診機関が行い、健診の実施、その後の会議室の使用等に支障が生じないよう速やかに行うこと。
- (3) 健診会場については、常に清潔な環境で健診を実施することができるようにすること。
- (4) 問診の会場については、問診中の会話が他の受検者に聞こえないように配慮すること。
- (5) 血液検査の会場については、採血時に気分不良等を訴える受検者が臥位をとれるよう、検査台（簡易ベッド）を用意すること。

7 現場責任者

- (1) 健診機関は、健診会場の現場責任者を選任し、本市の承認を得ること。
- (2) 現場責任者に変更があるときは、速やかに本市に報告し、承認を得ること。
- (3) 現場責任者は、『業務計画書』及び『使用機材一覧』を本市に提出し、承認を得ること。
- (4) 現場責任者は、前期に実施する健診にあつては別に定める各健診業務等の必要人数（別表－1－1）を参考に必要な人員を配置して、後期に実施する健診にあつては各

健診業務等の必要人数（別表－１－２）を上回る人員を配置し、健康診断を実施すること。

- （５）現場責任者は、『従事者名簿』（氏名、資格）及び免許の写し等従事者の資格が確認できる書類を本市に提出すること。

また、健診実施期間中の『従事者勤務割表』も併せて提出すること。

- （６）現場責任者は、従事者への『作業指示書』があれば本市に提出すること。

- （７）現場責任者は、第３号から前号までの書類の内容に変更があるときは、速やかに本市に報告すること。

- （８）現場責任者は、本仕様書に沿って健診業務が円滑に履行されるよう『業務計画書』の作成及び実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。

- （９）現場責任者は、健診業務中、負傷、火災及び盗難等事故が起こらないよう注意すること。

- （１０）現場責任者を補佐する者は、現場責任者不在のとき、これを代行すること。ただし、この場合は、現場責任者があらかじめ補佐する者を本市に報告し、承認を得ること。

- （１１）現場責任者は、健診業務中、健診会場に常駐し、あらゆるトラブルに対し、迅速に対応すること。

また、常に本市と連絡がとれるようにすること。

８ 健診会場内の巡回

現場責任者は、健診会場を常時巡回し、本仕様書に沿って健診業務が行われているか、また、問題箇所がないかを監視し、必要があれば適切な処置を行うとともに、速やかに本市に連絡すること。

９ 健診業務に係る打合せ会の開催

現場責任者は、履行期間内の各年度最低２回以上、本市の要請に基づき、健診業務に係る打合せ会を開催し、指示及び指導を受けること。

１０ 従事者の服務

- （１）健診業務の従事者は、清潔な白衣、制服等を着用し、胸には名札をつけること。
- （２）健診業務の従事者は、業務中、言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。
- （３）健診業務の従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

１１ 事務連絡

現場責任者は、健診実施期間中、１日の健診終了毎に、所定の書類の受渡し及び問題点の処理状況等の報告を本市に対し行うこと。

1 2 廃棄物の処理

- (1) 健診の実施に伴い発生する廃棄物は、適正手続により、健診機関が責任を持って処分すること。
- (2) 廃棄物の処分に要する経費は、健診機関の負担とする。

1 3 健診業務に係る経費の負担

- (1) 健診業務に使用する機材（機器・備品）、衛生関係消耗品及び一般消耗品は、健診機関が準備するものとし、その経費（健診業務に使用する車両に係る駐車料金、感染症対策のための体温計及び消毒液に係る費用を含む）は健診機関の負担とする。
- (2) 各会場の会場借上料は、本市の負担とする。

1 4 秘密の保持

- (1) 健診機関は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。契約の終了後及び解除後も同様とする。

また、本市から提供された定期健康診断対象者マスターデータ及び健診結果データの秘密保持及び保護保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理すること。
- (2) 健診機関は、上記データ等を複写し、又は複製しないこと。
- (3) 健診機関は、健診業務に関わる電算業務を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 健診機関は、上記データ等については、本市が指示する業務以外に使用し、又は利用しないととも第三者に提供しないこと。
- (5) 健診機関は、上記データ等を健診業務終了後速やかに本市に返還すること。ただし、本市の指示するところにより、これらを処分することができる。
- (6) 健診機関は、健診業務に関わる電算業務処理中、事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、速やかに本市に報告すること。

1 5 その他

受検者が健診会場で負傷する等緊急の事態が発生した場合は、速やかに本市に報告し、指示を受けること。

第2章 健診業務の内容

I 定期健康診断

1 健診項目

- (1) 一次健診で実施する項目

- ア 問診
- イ 身長・体重・腹囲測定（体格指数BMI）
- ウ 検尿（蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血）
- エ 視力検査（5m視力）
- オ 血圧測定
- カ 診察
- キ 胸部エックス線検査（直接撮影）
- ク 血液検査14項目（AST、ALT、 γ -GT、LDL-コレステロール、トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、血糖、HbA1c、クレアチニン、尿酸、白血球数、赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット）+eGFR算出
- ケ 聴力検査（会話法）（当該定期健康診断実施年度の初日において35歳及び40歳以上の職員（以下「法対象者」という。）を除く。）
- コ 聴力検査（オーディオメーターによる1000Hz及び4000Hzの検査）（法対象者に限る。）
- サ 心電図検査（法対象者に限る。）

（2）二次健診で実施する項目

- ア 心電図検査
- イ 尿沈渣（赤血球、白血球、円柱）

2 健診対象者

全ての職員

3 主な健診業務の詳細

（1）事前準備

本市から対象者名簿及び健診日程表を健診機関に送付するので、対象者数を確認の上、受検票（個人用）（納品物1-1。所属コード順に並べ、所属ごとに仕切りを入れること。）、所属別職員別日程一覧（納品物1-2）を作成し、データと紙ベースの両方を、健診開始日の3週間前までに発注者に納品すること。

（2）受付

ア 事前に『健康診断個人票（受診票）』（以下『受診票』という。）（納品物1-3、又はこれに準じるものとする。）を男女別、氏名五十音順で準備する。

この際、実施年度を除く直近4年度分の健診結果データ（実施年度の4月下旬から6月下旬に実施した追加実施分を含む。）を印刷しておくこと。（必要な健診結果データは、事前に本市から健診機関に渡すものとする。）

イ 受付で受検者に『受診票』を渡し、会場内で持ち回るよう指示する。

この際、受検者の本人確認を必ず実施すること。

ウ 胸部エックス線検査受検者と未受検者が判別できるように『受検者名簿』（別紙－１）を作成すること。

未受検者については、『定期健康診断胸部エックス線検査未受検者名簿』（別紙－２）を併せて作成し、未受検の理由を本人に確認の上、記入すること。

エ 受検者が健診会場へ持参した胸部エックス線検査成績書等は、原本を受付で受け取り、健診機関における健診受検者と同様に医師による判定を行うこと。ただし、エックス線フィルム及びフィルムデータは受け取らないこと。

また、実施年度の本市が定める日より前に受検した胸部エックス線検査成績書等は受け取らず、胸部エックス線直接撮影を含め、必要項目を全て受検させること。

オ 受付番号は、以下のとおりとする。

区分	市長部局等	上下水道局
一般の受検者	１番～７０００番	７００１番～８０００番
胸部未受検者	８００１番～８５００番	８５０１番～９０００番
人間ドック等検査 成績書等提出者	９００１番～９９００番	９９０１番～１００００番

なお、妊娠の疑いのため胸部エックス線検査を未受検の職員が、実施期間内にその疑いが消滅し、胸部エックス線検査を受検した場合は、当初の８０００番台の受付番号は欠番とし、一般の受検者の受付番号に変更すること。

カ 本市所定の『定期健康診断受検者集計表（日報）』（以下「『日報』」という。）（別紙－３）を作成し、『受検者名簿』、『定期健康診断胸部エックス線検査未受検者名簿』とともに現場責任者が事務連絡時に本市に送付すること。

キ 受付時に氏名、所属等が違う旨、受検者本人から申出があった場合は、その内容を聴き取り、必ず本市に確認すること。

（３）問診

ア 問診項目記入用の記載台（筆記用具（黒色又は青色のペン又はボールペン）、老眼鏡等）を用意すること。

イ 記載台の設置場所については、照明・照度等にも配慮すること。

ウ 問診項目の記入に際し、参考となる資料（『飲酒量換算表』（別紙－４）等）を用意すること。

エ 飲酒チェック欄について、『飲酒量換算表』により、ビール・ウイスキー・ワイン・焼酎・缶チューハイは、日本酒の量に換算した数値を受検者に記入させること。

オ 現症、既往症については、本市所定の『定期健康診断問診票』（別紙－５）の該当欄に受検者が○印を付け必要事項を記入するので、これを問診担当者が疾患コード番号に変換し、『受診票』の現症及び既往症欄に記入すること。

この際、受検者が縦０番台の疾患や「その他○○疾患」を選択している場合は、必要に応じて具体の疾病名を聴き取り、これを記入すること。

<用語の説明>

治療中：3週間以上の治療を受けており、現在も通院・服薬・処置を継続している病気

手術：過去3年以内に手術を受けた病気

観察中：医療機関で年に1回又は数回診察や検査を受けている病気

既往：過去5年間に医療機関において3週間以上の治療を受けた病気

カ 『受診票』中の『問診項目』（別紙－6）記入状況を見て、指定された健診項目に漏れがないか確認する。

キ その他、受検者からの質問に対して丁寧に応対し、必要があれば本市に連絡をする。

（4）身長測定

ア 原則、全員測定する。ただし、基準日現在20歳以上の職員で測定の省略を希望する場合は、昨年の測定値を『受診票』に記入する。

イ 測定値は、小数点以下2位で四捨五入し、小数点以下1位で記入すること。

（5）体重測定

ア 全員測定する。

イ 測定値は、小数点以下2位で四捨五入し、小数点以下1位で記入すること。

ウ 測定値を読み上げることをないようにすること。

エ 体重（kg）を身長（m）の二乗で割った体格指数〔BMI（ボディ・マス・インデックス）〕は、後日、健診機関において計算し、健康診断個人票（管理台帳）、健康診断結果報告書等に記載すること。

（6）腹囲測定

ア 原則、全員実施する。

ただし、妊娠中の女性その他腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと医師が判断した者については、医師が必要でないと認める場合は省略することができる。

イ 衣服を除き、立位、軽呼吸時、臍の位置で地面に水平にメジャーを当てて測定するものとする。

（7）検尿

ア 全員実施する。ただし、人工透析中の受検者については実施を強要せず、受付へ案内すること。

イ 尿中の蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血の有無の検査を行う。方法は、試験紙法とする。

ウ 蛋白（+）、又は潜血（+）以上の受検者については、尿沈渣を実施する。ただし、生理中の場合は、『受診票』の潜血結果記入欄に「M」と記入し、判定しない。

（8）5m視力検査

ア 全員測定する。（裸眼か矯正のどちらかでよい。）

イ 視機能検査器を使用して測定すること。

(9) 血圧測定

- ア 全員測定する。
- イ 受検者を着座させた状態で測定する。
- ウ 測定前に説明を済ませ、測定中は受検者に話しかけないこと。
- エ 測定値は、『受診票』の血圧測定結果記入欄「Ⅰ」に記入する。
- オ 収縮期血圧160mmHg以上、拡張期血圧100mmHg以上、又は収縮期血圧89mmHg以下の場合は、再測定を行い『受診票』の血圧測定結果記入欄「Ⅱ」に記入する。

(10) 診察

- ア 全員実施する。
- イ 内容は、視診・触診・打聴診とする。
なお、打聴診については胸部・背部の2方向とし、衣服を除き肌に直接実施すること。
- ウ 必要な職員については、血圧の再測定を行い、『受診票』の血圧測定結果記入欄「Ⅱ」又は「Ⅲ」に記入する。
- エ 必要に応じて心電図検査等の指示や指導を受検者に行う。
- オ 診察室の入口には、従事する医師の氏名を掲示すること。
- カ 乳房腫瘍の触診及び乳房の視診は、問診の際に本人の申出があった場合に、本人の同意を得た上で行うこと。
- キ 診察を担当する医師は、受検者からの質問に対して、誠意をもって答えること。

(11) 胸部エックス線検査

- ア 全員実施する。ただし、妊娠中、妊娠の疑いがある者又は実施年度において本市が定める日以後に受検した胸部エックス線検査成績書等を持参した職員（エックス線フィルム及び画像（以下「エックス線フィルム等」という。）の持参は認めない。）は、確認の上除外する。
- イ 妊娠の疑いのある場合において、実施期間内にその疑いが消滅したときは、胸部エックス線撮影を受検できるものとする。この際、当初の8000番台の受付番号は欠番とし、一般の受検者の受付番号に変更すること。
- ウ 撮影条件は、デジタル撮影とする。ただし、本市のフィルム提出の求めに応じて、指定する職員に係るデータCDを提出すること。
- エ 過去5年間のエックス線フィルム等については、本健診業務を受託した健診機関が令和8年度堺市職員の定期健康診断業務を受託した健診機関から引継ぎ、本契約期間中に撮影したエックス線フィルム等と併せて、契約期間満了後、直近5年分を次の健診機関に引き継ぐものとする。
なお、この間に本市からの請求があれば速やかに持参すること。
- オ 胸部エックス線検査の会場は屋外であるため、待機中の受検者が外部から見えないように衝立等を用意するとともに、テント、机、脱衣籠等本市が指定する物品

を用意すること。

(12) 血液検査14項目＋eGFR算出

ア 全員実施する。

イ 他の検査機関が行った検査成績の提出は、原則として認めない。

ウ 職員が血液検査を受検しない旨申し出た場合は、直ちに本市に受検の要否を確認すること。確認の結果、受検しない職員については、『受診票』の血液検査結果記入欄に“未受検”と記入するとともに、該当者の所属・氏名・理由を『日報』に記入すること。

エ 採血後は、止血を確実に行うこと。

(13) 聴力検査

ア 法対象者は、オーディオメーターにより全員実施する。ただし、聴力障害の認定を受けている職員については実施しない。

イ 法対象者以外の職員は、会話法により全員実施する。問診の際に行うこと。

ウ オーディオメーターにより、1000Hz(30dB)、4000Hz(40dB)を左右測定する。

エ オーディオメーターは、日本工業規格(JIS T1201-1)によるものを使用する。

オ 周囲の音ができる限り遮断される環境(壁で囲まれた部屋等)で行うこと。

カ 補聴器を使用している職員は、検査しない。

キ 職員が、聴力検査が必要であるにもかかわらず受検しない旨を申し出た場合は、直ちに本市に受検の要否を確認すること。確認の結果、受検しない職員については、『受診票』の聴力結果記入欄に“未受検”と記入するとともに、該当者の所属・氏名・理由を『日報』に記入すること。

(14) 心電図検査

ア 法対象者は、全員実施する。ただし、当該職員以外の職員であって、次の(ア)から(エ)までの項目に該当する者については、本人に確認の上受検させること。

(ア) 前年度の心電図検査において所見があるとき。

(イ) 前年度の胸部エックス線検査において心陰影異常所見があるとき。

(ウ) 前年度の収縮期血圧が160mmHg以上又は拡張期血圧が100mmHg以上のとき。

(エ) 産業医や健診当日に診察を担当する医師から受検を指示されたとき。

イ 法対象者以外の職員で、かつ、アの(ア)から(エ)までに該当しない者には、本人の希望にかかわらず実施しない。

ウ 安静時標準12誘導心電図を記録すること。

エ 職員が、心電図検査が必要であるにもかかわらず受検しない旨申し出た場合は、直ちに本市に受検の要否を確認すること。確認の結果、受検しない職員については、『受診票』の心電図結果記入欄に“未受検”と記入するとともに、該当者の所

属・氏名・理由を『日報』に記入すること。

オ 職員が1人ずつ受検できるようプライバシーに配慮すること。

カ 更衣スペースを十分に確保し、測定は、原則として、上半身脱衣の状態で靴下、ストッキング等を脱いで行うこと。

キ 検査台は、安楽な臥位がとれるよう、また、精神的及び肉体的安静を保ちやすいように配慮すること。

(15) 尿沈渣

ア 尿検査で蛋白(+)、又は潜血(+)以上の場合は受検させる。ただし、生理中の場合は、潜血結果記入欄に「M」と記載し、受検させない。

イ 検査内容は、尿の顕微鏡検査とする。

(16) 最終確認

受検者が検査を終えたときは、『受診票』を回収し、必要な項目を全て受検しているか確認すること。未受検項目がある場合は、その理由を確認し、受検が必要な項目については直ちに受検させること。

また、問診に漏れがないか確認すること。

(17) その他

ア 健診機関は、測定値等を『受診票』に記入する際、赤ボールペンを使用するなど受検者が記入したものでないと判別できるよう工夫すること。

イ 健診用機器は、定期的に整備、点検を行ったもので、長時間、多人数の検査に耐え得るものを使用すること。

また、故障、性能劣化など不測の事態に備え、予備の機器類を用意しておくことが望ましい。

ウ 腹囲測定、診察、胸部エックス線直接撮影及び心電図検査の会場については、受診中の職員が他の受検者から見えないよう衝立等で囲うこと。

4 未受検者の取扱い

受検する必要があるにもかかわらず、受検者の不注意等により受検せず“未受検”となった健診項目があった場合、実施期間内であれば、その項目は受検可能として取り扱う。

5 健診結果の判定

(1) 判定手順

ア 健診機関の判定医は、まず『堺市役所判定(措置)表』(別紙-7)及び『判定コード一覧表』(資料1)に基づき健診項目ごとに判定を出し、その上で、これらの判定の中で一番重い判定に基づき総合判定の原案を出す。措置区分については、前記の総合判定と受検者が申告した現症、既往症の状況を比較し重い方の判定をもとにして、本市所定の『措置区分』(別紙-8)に照らし原案を出す。なお、『堺

市役所判定（措置）表』（別紙－７）、『判定コード一覧表』（資料１）については、随時変更する可能性がある。また、『堺市役所判定（措置）表』については、健診実施前までに健診機関から原案を出すことができる。

イ 上記アの原案を本市産業医が確認し、最終判定とする。

ウ 判定の詳細については、別添資料『判定コード一覧表』（資料１）及び『電算処理の詳細』（資料２）を参照すること。

なお、『判定コード一覧表』（資料１）によらず、独自の仕様（判定メッセージ等）で判定する場合は、本市の承認を得ること。

（２）本市産業医等との連携

ア 早急に専門医の受診を必要とする受検者が出た場合は、該当者の『受診票』及び『定期健康診断結果報告書』（納品物２－１）（ただし、受診を必要とする検査項目が心電図である場合は心電図波形データを、胸部エックス線検査である場合は画像データ並びに所見のある部位を示した肺野の図を加えること。）を受検後１０日以内に本市に送付すること。その後、本市から該当者に受診を促すものとする。ただし、緊急に治療が必要であると判断した者については、直ちに本市に報告すること。

なお、『堺市至急受診範囲』については、落札者に提供する。

イ 胸部エックス線検査の読影は、必ず２人以上の読影医で行い、有所見者については過去フィルムとの比較読影を実施し、結果が本市所定の『措置区分』でＣ１に当たると判定した受検者が出た場合は、１０日以内に当該受検者の最新のエックス線フィルムデータ及び前回受検時のエックス線フィルムデータを同封すること。また、当該フィルムデータには、受検者の氏名及び生年月日を入力し、対象者を識別できる状態とすること。

ウ 上記ア及びイにおいて、「肺結核（疑い含む）」及び「じん肺（疑い含む）」の所見が出た場合は、大阪府内の医療機関で精密検査を実施すること。

エ 心電図検査において結果が本市所定の『措置区分』でＣ１に当たると判定した受検者が出た場合は、定期健康診断結果報告書に心電図波形データの写しを同封すること。

（３）他の医療機関発行の健康診断書並びに人間ドック検査成績書及び生活習慣病予防健診結果通知票（以下、「人間ドック検査成績書の写し等」という。）の取扱い

ア 本市が指定する期間内に提出された人間ドック検査成績書の写し等の提出者については、市長部局等の職員にあっては受付番号を９００１番から、上下水道局の職員にあっては９９０１番から順に取り、受検票、問診票及び人間ドック検査成績書の写し等をもとに、健診機関における健診受検者と同様に医師による判定及び電算処理（健診結果データの入力、健康診断個人票（管理台帳）、健康診断結果通知書等の帳票の出力等）を行うこと。

イ 受検票、問診票及び人間ドック検査成績書の写し等は、堺市役所本庁における定

期健康診断の実施期間中については、随時受け渡すものとする。

なお、健診期間終了後に提出のあったものについては、本市と健診機関とが受け渡しの期限及び方法を協議するものとする。

ウ 人間ドック検査成績書等の写し等の項目漏れや問診票の未記入など提出要件を満たさないものについては、人間ドック検査成績書の写し等の提出者に補正を求めるか、定期健康診断を受検するよう依頼するなど、不完全な状態で電算処理をすることの無いよう注意すること。

6 電算処理

堺市職員健診マスターデータについては必要の都度、直近5年度の健診結果データについては契約締結後、テキストファイル（拡張子はc s v）により磁気ディスクに保存し、健診機関に渡すものとする。

健診機関は、所要の処理を行った後、上記磁気ディスクを速やかに本市に返却すること。

健診結果は、『堺市役所判定（措置）表』（別紙－7）に基づき判定し、『判定コード一覧表』（資料1）その他本市の承認を得た仕様に基づいて処理し、そのデータを保存した磁気ディスクを本市に納品すること。

また、職員が記載した問診票（別紙－5－1及び5－2）は、受付番号順に並べ、本市に返却すること。

その他詳細は、『電算処理の詳細』（資料2）を参照すること。

II 定期健康診断追加実施分

1 健診項目

I 定期健康診断の健診項目と同じ項目

2 健診対象者

前年度に実施した定期健康診断の対象者で、当該定期健康診断を受検することができなかった職員

3 健診業務の詳細及び健診結果の判定

I 定期健康診断に準じて行うこと。

受付番号については、前年度におけるIの3の（2）のオに規定する各区分の最後の番号に続けてとること。

III 特定業務従事者健康診断

1 健診項目

I 定期健康診断の健診項目と同じ項目（前期に行う場合は、原則として、胸部エック

ス線検査を除く。)

2 健診対象者

労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に常時従事する職員

3 健診業務の詳細及び健診結果の判定

I 定期健康診断に準じて行うこと。

受付番号は、以下のとおりとする。

また、後期に実施する場合は、各区分の前期の最後の番号に続けてとること。

市長部局等	上下水道局
10001番～10500番	10501番～11000番

IV 海外派遣労働者帰国時健康診断

1 健診項目

I 定期健康診断の項目及び糞便塗抹検査

2 健診対象者

海外において6か月以上勤務し、帰国した職員

3 健診業務の詳細及び健診結果の判定

I 定期健康診断に準じて行うこと。

受付番号は、以下のとおりとする。

また、後期に実施する場合は、各区分の前期の最後の番号に続けてとること。

市長部局等	上下水道局
11001番～11500番	11501番～12000番

V 有害業務等特殊健康診断

1 健康診断項目

(1) 有機溶剤中毒予防規則健康診断

有機溶剤中毒予防規則第29条第2項及び第3項に規定する項目

(2) 特定化学物質障害予防規則健康診断

特定化学物質障害予防規則第39条に規定する別表第三及び別表第四の下欄に掲げる項目

2 健診対象者

(1) 有機溶剤中毒予防規則健康診断

労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業

務に常時従事する職員

(2) 特定化学物質障害予防規則健康診断

労働安全衛生法施行令別表第3第1号又は第2号に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する職員

3 健診業務の詳細

(1) 受付番号は、以下のとおりとする。

また、後期に実施する場合は、各区分の前期の最後の番号に続けてとること。

市長部局等	上下水道局
1 2 0 0 1 番～1 2 5 0 0 番	1 2 5 0 1 番～1 3 0 0 0 番

(2) 健康診断を複数実施する受検者については、重複して検査を行うことはしない。

(3) 検査方法等については、定期健康診断業務に準じて実施することとし、必要の都度別途協議の上、実施するものとする。

(4) 有害業務等特殊健康診断を受検者については、各特殊健康診断に応じて必要な問診及び診察等を行うこと。

また、複数の特定化学物質又は有機溶剤を使用している受検者については、使用する特定化学物質又は有機溶剤に応じて必要な問診及び診察等を漏れないように配慮すること。

(5) 関係法令に規定する各健康診断個人票の作成については、各健診ごとに1部作成すること。

4 健診結果の判定

(1) 健康診断の判定医は、健康診断ごとに問診等で聴取した既往歴、現病歴、業務歴及び作業状況並びに検査結果を基に業務関連性について総合的に判断し、総合判定の原案を出すこと。

(2) 上記(1)の原案、『受診票』及び『仮結果票』等を本市に送付し、本市産業医の最終判定を受けること。

VI 特定健康診査データ作成

定期健康診断の実施終了後、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第2条各号に掲げる項目に関する記録を作成する。

定期健康診断の実施終了後、本市の指定する職員について、厚生労働省が定める標準的なデータファイル仕様に準拠したファイル構成で当該データを作成し、CD-R等の電子媒体に保存した上で各保険者に納品すること。ただし、データ作成に係る費用については、各保険者の助成金の範囲で対応し、各保険者に請求すること。

第3章 納品物

I 納品物の種類及び時期

健診機関が本市に納品するもの及びその納品時期については別表－2－1のとおりとするが、詳細については両方で協議するものとする。

II 健康診断の重複

同時に複数の健康診断の対象となる職員に係る納品物の取扱いは、別に指示する。

III 納品物の電子化

納品物について、電子化を行うために本市から必要なデータの提供、加工等の依頼があった場合は、協力すること。

第4章 その他の事項

I 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項については、本市と健診機関で協議を行い、決定するものとする。また、問診項目や判定措置表、判定コードなど、既存の事項についても本市から変更の依頼があった際は、適切に対応すること。